

令和6年第8回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和6年8月20日 午前9時 30分

閉会 令和6年8月20日 午前10時15分

2 出席委員の氏名

＜出席委員＞ 議席番号は抽選による

青木 規久範

渡邊 昭男

平野 敬祐

石川 博正

青山 みか

深谷 明

石川 万里子

毛受 淳一

近藤 明

＜出席農地利用最適化推進委員＞

三浦 博明

原田 勝行

加藤 延保

村山 公夫

石川 和孝

小川 泰則

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

＜議案の件名＞

議案第32号 農地法第3条許可申請について

別紙2件

議案第33号 農地法第4条許可申請について

別紙1件

議案第34号 農地法第5条許可申請について

別紙1件

議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

別紙3件

報告第28号 農地法第3条の3届出について

別紙5件

報告第29号 農地法第4条届出について

別紙2件

報告第30号 農地法第5条届出について

別紙2件

報告第31号 農地法第18条通知について

別紙4件

報告第32号 生産緑地法第17条の2の規定に基づく斡旋の件について

別紙1件

<議事の次第>

午前9時30分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議 長 ただいまより、令和6年第8回豊明市農業委員会総会を開催いたします。
例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議 長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の
指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議 長 議事録署名者は5番委員と6番委員にお願いします。それでは、議案に入
ります。議案第32号、農地法第3条許可申請について、事務局の説明を求め
ます。

事務局 議案第32号 1 番案件について説明をいたします。
申請地は沓掛町地内です。
申請地の現況については、8月9日に現地確認を行ったところ、保全管理
されている状態でした。
譲受人の他の所有農地につきましては、営農計画書のとおり作付されてお
りました。
以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務
局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の11番委員の意見を求めま
す。

11番委員 5番委員とは日程が合わず、8月9日に最適化推進委員2番委員と申請地
の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 他の委員と日程が合わず、8月18日に申請地の現地確認を行いました。1
1番委員の説明の通り許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員 11番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

 異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第32号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

 挙手多数

議 長 議案第32号 1 番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第32号2番案件について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第32号2番案件について説明をいたします。
 申請地は沓掛町地内です。
 申請地の現況については、8月9日と14日に現地確認を行ったところ、耕作されている状態でした。
 譲受人の他の所有農地につきましては、営農計画書のとおり作付されており、高齢取得の理由書の添付もあり、譲受人と面談し、本人の営農状況などの聞き取りを行いました。
 8番委員からも、譲受人自身がしっかりと営農されている旨の報告を受けております。
 以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の6番委員の意見を求めます。

6番委員 8番委員とは日程が合わず、8月14日に事務局と最適化推進委員4番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 6番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

9番委員	世帯員の営農状況的に万が一の時は農業を続けられないのではないかな。
事務局	誓約書のとおり耕作の意志があることを確認しております。
議 長	他の委員の意見を求めます。
	異議なしの声あり
議 長	それでは採決します。議案第32号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。
	挙手多数
議 長	議案第32号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第33号農地法第4条許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第33号1番案件について説明します。 申請地は沓掛町地内です。 土地造成を行い、小堤等の設置により周辺への土、水の流出を防止します。汚水は浄化槽により処理し、雨水と集水して道路側溝へ放流します。 以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。 また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。
議 長	事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員の意見を求めます。
2番委員	8月12日に4番委員と最適化推進委員3番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
議 長	同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。
4番委員	2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
議 長	同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。
最3番委員	2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

1番委員 下水道が来ていると思うのですが、浄化槽で良いのですか。

事務局 前面まで下水道が通っていますが、下水に接続しなければならない場所ではないので、どちらでも選択可能です。

議 長 他の委員の意見を求めます。

 異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第33号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

 挙手多数

議 長 議案第33号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第34号農地法第5条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第34号1番案件について説明します。
申請地は、沓掛町地内です。
土地造成については約70cm程度盛土を行い、乗り入れ以外の敷地外周は、コンクリートブロックで囲い土砂等の流出を防ぎます。
雨水は集水桝にて集水し、南側の民地内側溝に放流します
また転用に際して、万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、申請者にて責任をもって対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 8月12日に4番委員と最適化推進委員3番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同様に農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第34号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第34号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第35号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第35号について説明します。
1番案件、2番案件、3番案件ともに更新契約分となっています。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意義なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第35号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第35号は可決いたします。引き続きまして、報告第28号から32号について報告願います。

事務局 報告第28号、第29号、第30号、第31号、第32号について説明

議 長 以上のとおり、報告第28号から第32号は専決事項として事務局で受理しています。

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします。（時に午前10時15分）